

○内閣府令第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条第二項及び第三百三十六条第一項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 略〕</p> <p>第三編 計算関係書類等</p> <p>〔第一章〳第八章 略〕</p> <p>第九章 計算書類等の投資主への提供（第八十一条）</p> <p>第十章 出資総額等の合計額（第八十一条の二）</p> <p>第四編 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〳二十七 略〕</p> <p>二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合</p>	<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 同上〕</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>〔第一章〳第八章 同上〕</p> <p>第九章 計算書類等の投資主への提供（第八十一条）</p> <p>第四編 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〳二十七 同上〕</p> <p>二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第</p>

合を含む。)若しくは第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に關して、利益(法第百三十六條第一項に規定する利益をいう。以下同じ。)から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額(第十八條の二第二項第三号において「配当可能利益の額」という。)の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

二十九 税会不一致 各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益(次号イ及び第三十一号において「収益等」という。)の合計額から費用(交際費等(租税特別措置法第六十一条の四第六項に規定する交際費等をいう。)、寄附金(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第一項に規定する寄附金をいう。))又は法人税等(同法第三十八條第一項及び第二項の規定により損金の額に算入しないものに限る。))として計上されたものであつて、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。)及び損失(次号イ及び第三十一号において「費用等」という。)の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金(金銭

第二十条第七項において準用する場合を含む。)若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に關して、利益(法第百三十六條第一項に規定する利益をいう。以下同じ。)から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額(第十八條の二第二項第三号において「配当可能利益の額」という。)の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

二十九 税会不一致 各営業期間において損益計算書に計上した収益及び利益(次号イ及び第三十一号において「収益等」という。)の合計額から費用(交際費等(租税特別措置法第六十一条の四第四項に規定する交際費等をいう。))、寄附金(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第一項に規定する寄附金をいう。))又は法人税等(同法第三十八條第一項及び第二項の規定により損金の額に算入しないものに限る。))として計上されたものであつて、当該各営業期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものを除く。)及び損失(次号イ及び第三十一号において「費用等」という。)の合計額を控除して得た額と、当該各営業期間における益金の額から損金(金銭

の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を控除して得た額との差額をいう。

三十 一時差異等調整引当額 法第三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）のうち、次に掲げる額の合計額の範囲内において、利益処分に充当するものをいう。

イ 「略」

ロ 純資産控除項目（第三十九条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一 「略」

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条

の分配又は繰越欠損金に係る損金を除く。次号イ及び第三十一号において同じ。）の額を控除して得た額との差額をいう。

三十 「同上」

イ 「同上」

ロ 純資産控除項目（第三十九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）

三十一 「同上」

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条

第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二 買換資産の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額を取り崩すものとする。

「一・二 略」

第十章 出資総額等の合計額

第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき 当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二 買換資産又は租税特別措置法第六十六条の二第一項の適用を受けた同項に規定する先行取得土地等の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき 当該買換資産又は当該先行取得土地等に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を取り崩すものとする。

「一・二 同上」

「章を加える。」

<p>第八十一条の二 法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 出資総額等</p> <p>二 貸借対照表の純資産の部に第三十九条第一項第二号の評価・換算差額等として計上した額</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則第二条第二項第三十号ロの規定は、この府令の施行の日以後に開始する営業期間に係る計算書類及び金銭の分配に係る計算書について適用し、同日前に開始した営業期間に係る計算書類及び金銭の分配に係る計算書については、なお従前の例による。